

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月13日
【会社名】	株式会社セラータムテクノロジー
【英訳名】	Celartem Technology Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤本 秀一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本石町3 - 1 - 2
【電話番号】	03(6820)0740
【事務連絡者氏名】	管理部 山田 豪紀
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本石町3 - 1 - 2
【電話番号】	03(6820)0740
【事務連絡者氏名】	管理部 山田 豪紀
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【提出理由】

当社は、平成29年12月13日開催の取締役会において、当社の普通株式の併合を目的とする、平成30年1月15日開催予定の臨時株主総会を招集することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 本株式併合の目的

当社は、平成8年2月に大阪市内において設立された後、画像圧縮配信技術を用いたソフトウェアを開発し、平成13年12月、大阪証券取引所ナスダック・ジャパン（現東京証券取引所JASDAQ）市場に上場いたしました。その後、米国企業の買収などにより、フォント管理ソフト、デジタル資産管理ソフト、地理情報システムなどソフトウェア事業の分野を広げるものの、業績は平成14年から平成21年まで経常に赤字が続き、株価も低迷しておりました。平成21年7月に経営陣を刷新し、大幅な方針転換のもと経営改革を進め、平成21年12月に電力インフラ建設関連事業、省エネ環境関連事業を行う中国企業を子会社とすることで業績も黒字化し、株価も急騰するものの、平成24年3月、本件中国企業子会社化における金融商品取引法違反で当時の取締役が逮捕・起訴され、同年7月、当社は上場廃止となりました。上場廃止時点における株主数は4,800名以上にのぼり、多くの株主様にご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

上場廃止後も当社は、株主利益を最大化すべく再上場を目指し努力いたしました。非上場になっても上場時と変わらぬガバナンス体制を維持し、米国子会社・中国子会社の業績向上を図り、グローバル企業としての事業展開を目指しました。

しかし、業績は平成23年6月期の連結当期純利益1,413百万円をピークに年々右肩下がりに減少し、直近事業年度である平成29年6月期の連結当期純利益は271百万円とピーク時と比較して80%減少しております。連結売上高もピーク時である平成27年6月期の7,380百万円から減少を続けており、直近事業年度である平成29年6月期の連結売上高は4,905百万円とピーク時と比較して33%減少しております。これはITソフトウェア関連事業を展開する米国子会社において、既存製品の売上高が年々減少する中、有効な新規事業展開ができず減収減益の事業環境に陥っていることが原因であり、また、電力インフラ建設関連事業、省エネ環境関連事業を展開する中国子会社において、中国政府の投資抑制傾向や人件費や物価の上昇による原価率の増大といった環境の変化による収益構造の悪化が原因であります。当社は、これらの原因に対処すべく努力しておりますが、状況の改善は容易ではなく、将来的な見通しは非常に厳しいものとなっております。進行年度である平成30年6月期の業績も、直近事業年度よりさらに悪化することが予想されております。

このように当社グループの業績は近年悪化の一途をたどっており、連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物残高も平成27年6月期の3,698百万円をピークに年々減少し、直近事業年度である平成29年6月期では、3,042百万円となっております。以前から中国子会社において受注プロジェクトの長期化から棚卸資産や前払金が増大しているとともに、売掛金の回収期間が長期化しており、キャッシュ・フローはさらに悪化することが予想されます。

さらに、進行年度である平成30年6月期第1四半期において、中国子会社の長期的に滞留した売掛金に対し481百万円の貸倒引当金を計上いたしました。また、当社は上場廃止後、数度にわたり、株主から訴訟を提起され、損害賠償金や弁護士費用などの負担を強いられており、進行年度である平成30年6月期第1四半期においても、21百万円の損害賠償損失を計上いたしました。なお、本件訴訟は現在も係属中であります。

当社グループの業績が悪化していくなか、このような不測の損失が今後も発生する可能性があり、当社の財政状態をさらに悪化させる可能性があります。

平成24年の上場廃止以降、当社は株主利益の最大化をすべく、再上場を目指し、日本国内のみならず香港など海外の株式市場も視野に入れて再上場の機会を探っておりました。

再上場のために非上場でありながらも4,800名以上の株主を抱え、上場当時と変わらぬガバナンス体制を維持しておりますが、これは当社にとって非常に負担の大きいものであります。すなわち、当社は、月次ベースで米国と中国の海外子会社を中心とした連結決算を行い、会社法・金融商品取引法に従った監査法人による監査を受け、適正適法かつ適時な開示書類を作成しております。また、当社は、社外取締役を含めた取締役会、社外監査役を中心とした監査役会、会計監査人といった監視監督組織及び内部統制を維持しております。さらに、当社は、正確・適格かつ円滑なうえに決して誤りが許されない株式事務を継続し、海外の投資家も含めた4,800名以上の株主名簿を管理しております。これらは再上場を目指すうえで必要なものとして維持してまいりましたが、これらを維持するための役員報酬、監査報酬、弁護士報酬、人件費等が当社にとって重い負担となり、業績を圧迫し、キャッシュ・フローを悪化させております。

しかし、平成24年の上場廃止から5年余りが経過したものの、係争中の訴訟を抱えた当社には再上場は厳しく、また近年の業績悪化が顕著になってきたなか、現在のところ、全く再上場の目途はたっておりません。

当社の業績見通しが悪化していくなか、現状の当社の組織構成や株主構成を維持することは、さらなる業績悪化につながり、企業価値を毀損することになります。そのため、当社は株主構成を見直し、効率的でコストのかからない組織構成に改変する必要があると判断いたしました。具体的には株式併合の手法により株主数を大幅に減らし、新たな組織構成で再出発し、業績回復を図ってまいります。

以前から、当社株式を現金化する機会を提供して欲しいとの要望が株主様からありました。非上場であり流通性がない当社株式を株主様自身で売却するのは極めて困難であることや、相続による不測の株式譲渡により名義関係が複雑になることなどを理由に、値段はいくらでも良いから換金したいとの要望が、株主総会の質疑の場や株式事務担当への電話やメールにおいて、株主様から寄せられておりました。

この要望を受け、平成28年11月、買い取り上限100,000株、買い取り金額一株あたり1,500円で自社株買いを行ったところ、買い取り上限株数を上回る買い取り申込が株主様からなされており、多くの株主様が当社株式の現金化を強く望んでいることを示す結果となりました。

また、株式併合の手法については、平成27年5月1日に施行されました「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により少数株主様の権利保護を目的とした規定が整備されたため、株主様の権利を保護しつつ、当社の業績回復手段を実行できる方法として合理的であると考えられます。

以上より当社は、現状維持に固執して将来的に株主様の利益を損なうより、現段階で合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を株主の皆様へ提供する方が、株主利益に資すると判断いたしました。

当社は、臨時株主総会において、株式併合を行うことの可否を、株主の皆様にお諮りしたく存じます。現在の株主名簿に基づきますと、株式併合が実施された場合には、現在の上位株主1名（True Honour Group LIMITED。以下「THG」といいます。）以外の株主の皆様が保有する株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

## 2. 本株式併合の割合

当社普通株式385,000株を1株に併合いたします。

## 3. 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠

### (1) 1株に満たない端数の処理の方法

前記「1. 本株式併合の目的」に記載のとおり、本株式併合により、THG以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について当社は、会社法第235条第2項の準用する第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成30年2月4日の最終の当社の株主名簿に記載された株主の皆様が有する当社株式の数（本株式併合の結果1株未満の端数となる当社株式の数に限り、）に3,500円を乗じた金額に相当する金銭が、株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定であります。

当社は、売却価格の公正性を確保するため、第三者算定機関であるサンFAS株式会社に当社の株式価値の算定を依頼しました。同社は、当社の株式につき、ディスカウント・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます）、配当還元法、取引事例法により、1株当たり株式価値を算定しております。

### (2) 当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠

端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額は、前記「(1) 1株に満たない端数の処理の方法」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である平成30年2月4日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が有する当社株式の数に3,500円を乗じた金銭の額となる予定です。

そして、本端数処理における売却価額につきましては、後記「(3) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のサンFAS株式会社による当社株式の株式価値の算定結果にプレミアムを上乗せした価額であること、後記「(3) 本株式

併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本株式併合の公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされた上で決定された価格であること等を踏まえると、妥当性を有するものと考えております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

(3) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、端数株式の売却価額に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び本株式併合の効力が生じた後に残存する株主であるTHGから独立した第三者算定機関であるサンFAS株式会社に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成29年12月8日付で、サンFAS株式会社より当該算定結果に対する本株式価値算定書を取得いたしました。サンFAS株式会社は、当社及びTHGの関連当事者には該当せず、本端数株式の売却価額に関して重要な利害関係を有しておりません。

本株価算定書によると、当社は継続企業であるとの前提のもと、当社株式が上場しておらず市場株価がないことから、DCF法、配当還元法、取引事例法の各手法を採用し、以下のとおり、当社株式の1株当たり株式価値を算定しております。

DCF法	1株当たり2,495円～2,779円
配当還元法	1株当たり1,119円
取引事例法	1株当たり1,500円

DCF法は、当社が継続企業であるとの前提のもと将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映する手法であります。平成29年6月末を基準日として、下記事業計画に示す平成30年6月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が平成30年6月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことで当社の株式価値が算定されております。なお、下記事業計画は本株式併合の実行を前提としたものではございません。

事業計画

(単位：百万円)

	平成30年 6月期	平成31年 6月期	平成32年 6月期	平成33年 6月期	平成34年 6月期	平成34年 6月期以降
売上高	7,400	5,018	4,660	4,777	4,669	4,669
営業利益	253	151	148	157	146	146
EBITDA	353	250	247	255	243	243
フリー・キャッシュ・フロー	202	115	113	119	106	106

配当還元法は、経営に対し影響力を持たず、配当のみを期待する株主の立場から保有株式を評価するのに適した手法であります。当社は平成24年の上場廃止以後、配当実績がないため、税法上の基準に従い、年配当金額を2.5円と仮定して当社株式の1株当たり株式価値が算定されております。

取引事例法は、過去の売買実例に基づき客観的に株式価値を算定する手法であります。当社は平成28年12月に譲渡対価を1株当たり1,500円、取得株式数上限を100,000株とする自己株式の取得を実施したところ、取得株式数上限を上回る応募（申込人数1,246名、申込株数101,799株）があったため、これを多くの株主が適正と認めた評価額として、1株当たり株式価値が算定されております。

この1株当たり1,500円という株式価値は、当社の訴訟において東京高等裁判所（平成29年10月19日判決言渡、平成29年(ネ)第1636号損害賠償請求控訴事件）が判断した株式価値でもあります。当社は、平成26年2月に株主から有価証券届出書等への虚偽記載を根拠に損害賠償請求訴訟を提起され、その裁判において当社の株式価値が争点となりました。第一審の東京地方裁判所から長期間にわたり法廷で提出された大量の証拠や、それに基づく裁判所の事実認定からも、当社の1株当たり株式価値1,500円という東京高等裁判所の判断は妥当であると考えられます。

企業の静的価値を示すという観点から時価純資産法という手法により株式価値を算定することも考えられますが、本株価算定書によると、時価純資産法を採用しておりません。当社は、分野の全く異なる複数の事業をグローバルに展開し、今後も事業を継続することが前提であるため、当社の静的価値を株式価値とするのは合理的とは言いがたいこと、また、中国企業を株式交換を用いた逆取得により完全子会社化した経緯があることや、在外子会社が有するカンントリーリスク・プレミアムを時価純資産法では計算に取り込むことが困難であることなどの理由によります。

なお、第三者算定機関であるサンFAS株式会社は、当社の株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた情報、

一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また同社による当社の株式価値の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社の事業計画については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

#### 当社顧問弁護士からの助言

当社は、本株式併合に関する意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガル・アドバイザーとして当社の顧問弁護士である土谷法律事務所から、本株式併合を含む本株式併合に関する意思決定過程、意思決定方法その他本株式併合に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

また、当社は本株式併合に関する意思決定について取締役としての善管注意義務違反がないことを確認するため、平成29年12月11日付で、同法律事務所から、本意思決定に関し、判断の前提となった事実認識に不注意な誤りはなく、その事実認識に基づく判断内容が著しく不合理であるとも言えないことから、取締役に善管注意義務違反・忠実義務違反はないと思慮する旨の意見書を取得いたしております。

#### 当社における利害関係を有しない取締役全員の決議及び監査役の意見

当社は、上記「1. 本株式併合の目的」に記載の理由に基づき、平成29年12月13日開催の取締役会において、本株式併合を決議いたしました。当社取締役総勢4名のうち、王暉及び王炯は、THGの関係者であることから、利益相反の疑いを回避しつつ会社法第369条に定める取締役会の定足数を考慮するため、二段階の決議を行いました。まず、王暉及び王炯以外の2名の取締役に於いて審議の上、その全員一致で、本株式併合の決議を行った後、さらに、王暉及び王炯を加えた4名の取締役に於いて改めて審議し、その全員一致で上記決議を行いました。

また、上記取締役会には、社外監査役2名を含む監査役全員が審議に参加し、監査役から活発に意見が述べられた上で、慎重に議論がなされました。当社取締役会は、監査役の意見を十分配慮した上で、上記の決議を行っております。

#### 4. 株式併合がその効力が生ずる日

平成30年2月5日(予定)